

平成30年2月

WELLING HOLDING【N2620】
(Welling Holding Limited)
を保有されている投資家の皆様へ
ー強制買取<現地支払開始日の変更等>のお知らせー

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、WELLING HOLDING 株式に対する Midea International Corporation Company Limited による強制買取につきまして、現地保管機関より現地支払開始日の変更等についての通知がございましたのでご案内申し上げます。(太字下線部参照)

なお、日程・内容等は現地保管機関の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報を入手次第ご案内申し上げます。

詳細につきましては、下記のとおりです。

敬具

記

1. 現地効力発生日 : 2018年2月15日
2. 現地支払開始日 : **2018年2月27日** (前回通知: 2018年2月28日)
3. 強制買取条件 : WELLING HOLDING 株式1株を、2.06香港ドルと交換する。
※お客様の口座には円貨にてお支払い致します
4. 主な実施条件 : ・2018年2月5日開催の裁判所集会における承認
・2018年2月5日開催の株主総会における承認
・現地裁判所の承認
・現地規制当局の承認
⇒すべて承認されました。
5. その他 : ・**WELLING HOLDING 株式は現地2018年2月7日付けで取引停止となりました。**
(前回通知: 本強制買取が実施された場合、WELLING HOLDING 株式は現地2018年2月7日より取引停止となる予定です。)
・**WELLING HOLDING 株式は現地2018年2月20日付けで香港証券取引所より上場廃止となりました。**
(前回通知: 本強制買取が実施された場合、WELLING HOLDING 株式は香港証券取引所より上場廃止となります。)

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。

本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものであります。

以上

大和証券株式会社